

○犯罪被害給付制度事務処理要領の改正に伴う運用上の留意事項について

平成27年3月31日県相乙達第7号
石川県警察本部長から関係所属長あて

対号 平成26年10月29日付け県相甲達第1016号「犯罪被害給付制度事務処理に関する実施要領の全部改正について（通達）」

標記の犯罪被害給付制度事務処理については、対号に基づき運用しているところであるが、関係所属長にあつては、下記の事項について留意の上、引き続き犯罪被害給付制度の適正な運用に努められたい。

記

1 対象事案の把握及び教示の徹底

(1) 対象事案の把握

対象事案の把握に遺漏なきを期するため、県民支援相談課と事件主管課、警察署等との連携を一層密にするとともに、必要な体制の整備に努めること。

特に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第10条第3項で定める犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例により、同条第2項の申請期間を経過した場合であっても申請ができることとなる場合があることに留意すること。

(2) 教示の徹底

ア 教示の原則

教示はこれを行うことが原則である。

例外的に教示を行わないのは、法第9条の規定による犯罪被害者等給付金の最高額を上回る額の他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領していることが明らかな場合や犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）。以下「規則」という。）第10条第1項に規定する特段の事情が全く認められない場合など、犯罪被害者等給付金が不支給となること

が明らかな場合に限られることに留意すること。

イ 適切な教示

個々の事案の軽重、犯罪被害者等の置かれた状況等に十分に配慮して、適切な教示の実施時期、方法、内容等を検討すること。

ウ 教示にあたっての留意点

既に他の公的給付や加害者等からの損害賠償を受領している場合であっても、受領した額と犯罪被害者等給付金との多寡が明らかでない場合は、教示を行うこと。

また、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者の間に親族関係がある場合であっても、規則第10条に該当する可能性があることを踏まえ、教示を行うこと。

さらに、従前は、犯罪被害者又は第一順位遺族の申し立てにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令が発出されていることその他これに準ずる事情があるときに限り、犯罪被害者等給付金が最高で全額支給されていたところ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成26年国家公安委員会規則第9号。以下「改正規則」という。）の施行に伴い、規則第10条第1項に該当する場合において、当該犯罪行為が、

- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に定める児童虐待
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に定める高齢者虐待
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）に定める障害者虐待

に該当すると認められるとき（当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）又はこれに準ずる事情がある場合においても、犯罪被害者等給付金が最高で全額支給できるようになったことに留意すること。

なお、上記の児童虐待防止法、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法における虐待行為については、継続性、常習性は要件とされていないことに留意すること。

(3) 適正な業務管理

対象事案が遺漏なく把握され、かつ、教示が適切な時期、方法、内容等でなされているかについての業務管理を徹底すること。

なお、実情に応じて、制度教示の経過、「被害者の手引」の配付、被害者連絡の実施状況など、被害者への対応状況の把握に資するシステムの構築について検討すること。

2 適正かつ迅速な裁定

県民支援相談課にあつては、以下の点に留意し、適正かつ迅速な裁定に努めること。

(1) 適正な裁定

裁定のための事務処理に当たっては、調査等により収集された資料に基づいて事実関係を認定した上で、法令に基づいて合理的かつ論理的な裁定案の作成に努めること。

特に、改正規則等には、犯罪行為が行われた日により経過措置が定められていることから、その正確な適用に留意すること。

なお、事実認定の困難な事案、審査請求が予想される事案等については、別添1により警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）と質疑検討を行うこと。

(2) 迅速な裁定

ア 裁定計画

申請を受け付けた事案について、個々に見通しを立て、的確な裁定計画を策定すること。

なお、裁定計画にあつては、毎月別添2「裁定計画書」を作成し、月末の5日前までに犯罪被害者支援室に報告すること。

イ 検討調書の作成

別添3「検討調書」及び別添4「検討調書作成要領」に基づき、検討調書を作成すること。その際、事案の軽重・難易度等に応じて適宜に作成し、また、書類間の重複記載を省略するなど、事務処理の簡素化に配慮すること。

ウ 仮給付の積極的な運用

仮給付は、本来の裁定が行われるまでの間、犯罪被害者又はその遺族の迅速な救済のために行われるものであることを踏まえ、犯罪行為の加害者を知ることができない又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでないなど速やかに裁定をすることができない事情があるなど、仮給付決定の要件が存在する場合には、その積極的活用に配慮すること。

特に、重傷病給付金の支給裁定申請のあった事案については、支給対象期間の「1年」を待たずに仮給付決定をすることができることから、犯罪被害者の意向を踏まえつつ、同制度の積極的な活用を図ること。

この場合、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）第16条第2号に規定する「当該仮給付金の決定において定める日」については、その時点において犯罪被害者に支給できる額が最大となるように定めるものとするが、犯罪被害者の自己負担額の算定を簡易、迅速にするため、歴月の末日として差し支えない。

なお、仮給付の支給決定については、石川県公安委員会事務専決規程（昭和39年3月25日石川県公安委員会規程第1号）第2条に基づき、警察本部長専決事項である（異例に属するもの又は公安委員会が特に指示した場合を除く。）ことに留意すること。

3 損害賠償に関する状況の適切な把握

(1) 損害賠償に関する調査の実施

裁定のための調査として、損害賠償の受領の有無、加害者に犯罪被害者等に対する損害賠償を行う資力があるか等につき、必要な調査を行い、その状況について、具体的に検討調書に記載すること。なお、当該調査の対象は、以下のとおりであるので留意すること。

ア 調査対象事案

次の(ア)から(ウ)までの場合を除き、全ての事案について当該調査を行うこと。

(ア) 犯罪被害者又はその遺族が損害及び加害者を知った時から3年を徒過し、損害賠償請求権が短期消滅時効により消滅している場合（民法第724条）

(イ) 加害者の人定が特定されていない場合

(ウ) 加害者の心神喪失を理由に刑事責任能力が否定される場合

なお、これらの場合に該当する事案については、その旨を具体的に検討調書に記述すること。

イ 調査対象者

加害者はもとより、加害者が未成年であり賠償責任能力がない場合の親権者や、加害者が暴力団構成員である場合の当該暴力団の代表者等、当該犯罪被害につき損害賠償責任を負う者について調査を行うこと。

また、必要があれば、申請者やその他の関係人に対する調査も実施すること。

(2) 求償事案の把握

求償すべき事案の把握に資するため、裁定の通知に当たっては、申請者に対し、給付金の支給後に、加害者等に対する損害賠償請求権を行使し、又は加害者等から損害賠償を受ける見込みが生じたときは、県民支援相談課に申出を行うように依頼するとともに、裁定後に(1)の調査内容に何らかの変動が生じたことを認知した場合には、必要に応じ、受給者、加害者等に対する聞き取り、犯罪捜査の権限のある機関との連携等により、その詳細な状況について把握した上で、県民支援相談課を通じて犯罪被害者支援室に報告すること。

なお、給付金の受給者又は加害者に対して聞き取りを行う際には、受給者に二次的被害を与えること、又は加害者の更生を妨げることをしないよう十分留意すること。

4 複数の都道府県警察に係る対象事案の取扱い

(1) 関係都道府県警察等への通報

犯罪被害者等が対象事案の発生地以外の都道府県に居住している場合は、複数の都道府県警察において対象事案を早期かつ確実に把握する必要があることから、当該事案が本県で発生した場合、県民支援相談課にあっては、関係資料がすべて整うことを待つことなくできる限り早期の段階で、犯罪被害者支援室及び当該犯罪被害者等の住所地を管轄する都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課に対して、別添5「複数の都道府県警察に係る犯罪被害者等給付金支給対象事案発生通報票」により通報すること。

なお、対象事案の発生地を管轄する都道府県警察による調査によって第一順位遺族を特定することができなかつた場合には、第一順位遺族となる

可能性のある遺族の住所地を管轄する都道府県警察に対して通報を行うこととされているので、留意すること。

(2) 関係都道府県警察間の連携

本県警察に対して(1)の通報が行われた場合において、当該通報を受けた県民支援相談課は、当該通報をした都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課その他関係する部署と連携しつつ、犯罪被害給付制度に関する教示その他犯罪被害者等に対する必要な支援を実施すること。

なお、犯罪被害者等に対する制度教示について、関係都道府県警察間で齟齬をきたすことのないよう、当該通報をする都道府県警察の犯罪被害給付事務担当課においてできる限りの範囲で制度教示を行い、当該教示の内容について別添5の通報票に明記することとされているので、留意すること。

(3) 遺族給付金支給裁定のための調査に係る調整

複数の第一順位遺族の全部又は一部が対象事案の発生地以外の都道府県に居住している場合における犯罪被害者等給付金の裁定のための調査については、その効率的な実施に資するため、対象事案の発生地の都道府県に居住する第一順位遺族がある場合には当該都道府県警察における裁定のための調査が他の都道府県警察に先行して行われるようにすることを原則として関係都道府県警察相互間で調整し、それ以外の場合には犯罪被害者支援室の調整を受けること。

5 関係機関等との連携

管内の医療機関、医療保険の保険者等の関係機関と緊密な連携を行い、円滑な裁定事務が行われるように努めること。

また、犯罪被害給付制度の周知徹底や適切な申請補助事務等が行われるよう、民間支援団体、他の公的機関等との緊密な連携に努めること。

6 教養の徹底

迅速かつ適正な裁定を推進するため、担当職員の能力向上を図ること。

また、警察活動の各般において本制度について適切な教示を実施することの重要性を踏まえ、職員の知識不足により申請者等に誤解を与えることがないようにするとともに、本制度の利用を促進するため、全職員に対して教養を徹底すること。

7 報告等

事務処理に当たり、報告事項や質疑等が生じた場合は、速やかに県民支援相談課へ連絡すること。

また、県民支援相談課から「犯罪被害給付関係事項照会書」の送付を受けた場合には、内容を精査した上、迅速かつ適切な回答を行うよう配慮すること。

8 その他

平成26年11月1日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、対号の「第14 経過措置」に基づき処理することとされているので、誤りのないよう留意すること。